

入札監理小委員会  
第386回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第386回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年10月20日（火） 17:08～18:26

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等の施設の管理・運營業務
  - （国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所）
  - （国立研究開発法人農業生物資源研究所）
  - （国立研究開発法人農業環境技術研究所）
  - （国立研究開発法人国際農林水産業研究センター）
  - （（独）種苗管理センター）
- 国立新美術館の管理・運營業務（（独）国立美術館）
- 内陸及び沿岸海域の活断層調査（文部科学省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

古笛主査、稲生副主査、石田専門委員、石川専門委員、小松専門委員

（国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構等）

国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構総括部財務課 菊地課長補佐  
国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構総括部財務課契約係 赤星係長  
国立研究開発法人農業生物資源研究所管材室 濁川契約チーム主査  
国立研究開発法人農業環境技術研究所財務管財課 今井契約主査

（（独）国立美術館）

国立新美術館総務課 和田課長、東谷係長

(文部科学省)

研究開発局地震防災研究課 加藤地震調査管理官、山際地震調査研究企画官  
近藤地震調査官、角田専門職

研究開発局地震防災研究課管理係 楠田係長

(事務局)

新田参事官、澤井参事官

○古笛主査 それでは、ただいまから第386回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、

- ①「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等の施設の管理・運營業務」
- ②「国立新美術館の管理・運營業務」
- ③「内陸及び沿岸海域の活断層調査」

の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等の施設の管理・運營業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

実施要項（案）について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構統括部財務課菊地課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○菊地課長補佐 私、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構統括部財務課の菊地と申します。よろしく申し上げます。

まずは、一番下にあります参考資料で、施設の管理・運營業務の3業務について、全体像を御説明させていただきます。

まず説明に当たりまして、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構ですけれども、これは長いので、私たち、通称で「農研機構」と呼んでいますので、農研機構として説明させていただきます。それから、今回の業務に当たりましては、4つの国立研究開発法人、1つの独立行政法人となっていますけれども、説明上、全部、独立行政法人（独法）という形で説明させていただきます。

それでは、中央に地図がありますけれども、これは農研機構ほか4独法の配置を示したものです。簡略的に示しておりますので、縮小、位置等は実際の地図とは異なりますが、左上に国際農林水産業研究センター、右下に畜産草地研究所がございますけれども、この間の距離が直線にして約5キロあります。この中に農研機構の8つの研究所があります。それが同一敷地にある研究所もありますので、敷地で言えば6敷地、それから、4つの独法、合わせて10カ所が点在しております。

次に、事業の概要ですが、平成27年度に引き続き、一番上に書かれている①から③までの施設等清掃業務、施設警備保安等業務、エレベーター保守点検業務の3業務について民間競争入札を実施することとしています。この3業務を一つの契約とすることも検討いたしました。27年度の契約において、3業務全てに応札した業者はないため、1者応札または応札者がいない事態になりかねないと判断いたしまして、今年度も各業務において契約を行うことといたしました。

次に、今説明した右側に、それぞれの事業の実施箇所について記載してあります。

①の「施設等清掃業務」については、同一地域に複数研究所がある場合は、1研究所とカウントすると、農研機構6研究所、4独法、計10カ所が業務箇所となります。

それから、②の「施設警備保安等業務」については、従来からやっていなかったところ

が1 研究所、機械警備をやっている2 独法を除きますので、7カ所となります。

それから、③の「エレベーター保守点検業務」については、エレベーターを設置していない1 独法を除きまして9カ所となります。

次に、今説明した下に入札スケジュールを記載してあります。3業務とも同様のスケジュールで行うことを予定しております。

続きまして、実施要項の平成27年度からの変更について御説明いたします。

まずは、3業務に共通した箇所について、資料A-2「施設等清掃業務」の実施要項で説明いたします。

3 ページ目の「実施期間に関する事項」ですけれども、27年度は単年度契約にして行いましたが、コスト面についてスケールメリットが反映されてないことを踏まえて、28年度の契約については、3年間の複数年度契約を行うことといたしました。これは受注者の2年目、3年目の習熟度により、コスト面でスケールメリット及びサービスでの業務の質の向上に、双方のスケールメリットがあると考えられ、公共サービスの基本的な考えに一致した契約が可能であると判断したためです。

次に11ページの⑥の「契約内容の変更」にただし書き以降の文言を追加いたしております。それから、同じページの⑦「設備更新等の際における請負業者への措置」にハを追加いたしました。これは、先に行われました第189回国会において、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法令の整備に関する法律（案）」が可決されまして、27年9月18日に公布されました。これにより国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法が一部改正され、平成28年度4月から種苗管理センター、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所と統合することになりました。現在、策定中ではございますけれども、中長期計画の実現に向けて、内部組織の見直しを検討しております。現在において、いまだに内部組織の体制が確定していない状況です。入札スケジュールを考えれば、先ほど御説明したとおりで、監理委員会において、3業務の了承を得られれば、11月中旬より入札準備を行うことが可能になり、入札関係資料の作成時において、組織体制等が確定しない場合に支障を来すと考えられたため、上記の実施要項の記載を一部前回より変更しております。

なお、資料のA-3にも、「⑥契約内容の変更」が11ページにありますが、ここのただし書きをつけ忘れまして、これは実際にはつけて行います。ここは了承をお願いいたします。

27年度は、16ページに「請負者の責務」がありまして、その次に「(4)著作権」という項目を記載してありますが、3業務において著作権に該当するような業務がないと判断しまして。また、情報セキュリティの観点で記載をしておりましたので、それであれば、14ページに⑮として「情報セキュリティの確保」の記載があるため、検討した結果、重複している内容と判断いたしまして、削除いたしました。

これが共通の部分です。

次に、それぞれの業務の変更箇所について御説明いたします。

まずは、資料A-2の清掃業務です。

26ページ以降に面積が書かれておりますけれども、一般清掃の面積が減っております。大きな変更点としては、26ページの本部及び中央農業総合研究センターのガラスの清掃年1回がありますが、これは27年度4,463㎡ありましたが、年1回の清掃を取りやめることにいたしました。同じく27ページの真ん中ぐらいに食品総合研究所がありますが、これのガラス清掃年1回についても、27年度は2,176㎡ありましたが、今年度はやらないことといたしました。

続きまして、資料A-3「施設警備保安等業務」の25ページの「f 国立研究開発法人農業生物試験研究所」の平日の巡回警備業務が、警備員A、警備員Bともに、4回から3回に減らしてあります。また、休日の巡回警備業務についても、警備員A、警備員Bともに、6回から5回に減らしてあります。また、その下の「国立研究開発法人農業環境技術研究所については、平日の巡回警備業務が、9回から8回に減らしてあります。

なお、資料A-4の「エレベーター保守点検業務」については、個別で変更したところはありません。

以上が実施要項の平成27年度からの変更点です。

最後に、落札者の決定についてですけれども、3業務同じなので、資料A-2で御説明いたします。

6ページに、「6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項」に記載されているとおり、最低落札価格方式を今回も採用いたします。本公共サービス改革の趣旨からすると、総合評価方式にて実施するべきものでありますが、3業務については、平成23年9月26日に、官民競争入札等監理委員会で決定された文書「総合落札方式以外の落札者決定方式の適用について」にも記載がありますように、仕様書の内容から事業の実施のための技術が、現状ではある程度定型化しており、民間事業者の創意と工夫に大きな差が生じにくいと想定され、提案書を一定の水準で適否判断することに妥当性がある事業と判断したためです。それで、新たな落札者決定方式を適用いたしました。

以上で説明は終わります。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある先生方は御発言をお願いいたします。

○小松専門委員 さっきの御説明ですと、ガラスの清掃をやめるとおっしゃっていたのですけれども、ずっとやめるのですか。

○菊地課長補佐 今のところ、通常、ブラインドを閉めている状態で、ガラスが見えて光が入るとか入らないとか、そんなに影響がないものですから、今のところはやめて、影響を見てみようと考えております。

○小松専門委員 将来のことは未定ということですか。

○菊地課長補佐 そうですね。それで、余りにも汚くて、自分らができないようであれば、また、入れるような形も検討しなければいけないと思っています。

○小松専門委員 ちょっと余計なことを申し上げるのですけれども、ガラスは、汚れがついて、放っておくと、取れなくなってしまうのですね。後で、すごく困ることになりかねないので、清掃は2年に1回でも、とにかくおやりになったほうが良いとは思いますが。

○菊地課長補佐 わかりました。

○稲生副主査 確認ですけれども、資料A-2で申し上げますと、19ページの実施状況に関する情報の開示ですけれども、平成25、26、27の合計値で見ると、27年度が大幅に増えているというか、4,500万円ぐらいの合計値から6,300万ということで、委託費等のところを中心に増えているのですけれども、この点の理由を確認させていただきたい。「入札の結果」とあるのですけれども、この点の理由を業者さんに確認をなさっておられるかどうか。どうして増えてしまったのかというのが1点と。

それから、これは確認だけですけれども、下の「従来の実施に要した人員」のところの人数というのでしょうか。例えば常勤職員で言うと、5,000人を超えるような人数があって、直感的には非常に多いなというのがあります。そのカウントの仕方、延べ人数なのかとか、いろいろあると思うのですけれども、確認の意味でお聞きできればと思います。

以上、2点でございます。

○今井契約主査 私、農業環境技術研究所の今井といいます。私から清掃のほうを。

まず26年と27年の金額が大きくなった違いは、26年度目は初めての入札ということもあって、1者頑張って低入価格で入れた業者があったのです。そのおかげでそのときだけ一回思い切り下がりました。そのときは、まだ公共サービスの入札ではなかったのですけれども、その事前の入札ということで、今回、平成27年の分が初めて公共サービスの入札ということで、そこでもう一度正式にやりましたら、予定価格等はほとんど変更はないのですが、ふたを開けてみたら、1番札が前回よりもかなり上がっていたという感じになっています。これは26年度のほうが、無理をしてでも取りたいという金額で入れられたと業者からは聞いています。

○稲生副主査 平成25年度は、委託費が3,200万で、これが26年度に3,600万と増えているのです。今、26年度が低入だというお話だと思うのですが、注意書きのところでも多分ひもとけるのかもしれませんが、要は、25年度と26年度は委託業務の中身が違うという理解でよろしいのでしょうか。

○今井契約主査 26年度からは、包括的に一括してまとめて入札しています。25年度分は、それぞれの研究所で別々に入札を行っている関係で、簡単に言うと、小さい研究所は小さい業者が入ったりして、実のところ、金額が安いものが入ってきたと感じています。

○稲生副主査 そうすると、むしろ包括化したほうが業者からすると、高いコストになってしまったという感じのところもあるわけですか。

○今井契約主査　そういう部分もありますが、品質という面で考えますと、やはりきちんとした業者さんに入っていただくという部分が大きいのではないかなと思っています。

それから、「従来の実施に要した人数」は、その日に何人来たかという延べ人数になっています。例えばの話、年間で平日が240日くらいありまして、その日に1カ所の研究所に5人来ていたとしたら、その単純に5倍ということで、1研究所が1,000人とかそういう状態になっていますので、その延べ人数ということで、一日中清掃をやっていたわけではないのですけれども、1人が必ず来たというときには1人とカウントして、日数分を掛けた数字になっています。

○稲生副主査　これは何とか研究センターについては、1回当たり何人配置しなくてはならないとかといったような、そういう契約になっておられるのですか。

○今井契約主査　人数はこちらからは一切申しません。

○稲生副主査　結果的にこうだったということですか。

○今井契約主査　そうです。面積の表示をしているだけです。人数の配置については、業者のほうで考えられています。

○稲生副主査　わかりました。

話を聞いていると、包括化して質がよくなったのは、例えば清掃状況がよくなったので、それはそれでいいのですが、価格が結構上がっているということになっていて、業者から、また、切り分けてくれないかみたいな、特に中小の業者さんからすると御不満もあろうかなという感じもあるのですが、この点はどうでしょうか。

○今井契約主査　実際、私は清掃の入札を担当してもらいまして、業者さんといろいろお話をしたところ、25年度はそれぞれの研究所でやっていたおかげで、中小企業というか小さいところでも入れたのですね。ただ、26年度になると、一遍にやるという関係で、何十人も清掃員を持っているところしか入れない。だから、そういう意味でちょっと入札に参加しづらくなったというのは言われました。

○稲生副主査　25年度は、中小の方がいろいろ入って来ていて、そこで個別のセンターは競争があったのですか。つまり、複数の中小のところがあるセンターの仕事を取り合うということがいろいろな箇所で行われていれば、それはそれでよかったのではないかなという気もするのですが、その点はどうなのでしょう。

○今井契約主査　それぞれの研究所で入札を行って、皆さん複数の業者が参加していたと思います。

ただ、それについても、まだ1年目ということで、今進めていく段階で、初めてやったということで、業者のほうでも、敬遠されている業者さんもいるのではないかと思います。入札説明会は二十何者もいらっしやっているのですけれども、実際ふたを開けて、清掃だと、去年だと4者ぐらいしか来なかったもので、まだちょっと様子見をしているところがあるのではないかなと思います。今後、それをちょっと見ていけば、また、どんどん業者が入ってくるのではないかと考えています。



○稲生副主査 今回、3年間の複数年契約ということで、ある意味では本格的に長期で包括的ということでやるわけですね。

○今井契約主査 はい。

○稲生副主査 わかりました。

○石田専門委員 今のお話の続きで、包括にしたらよくなった点、目に見えてサービスがよくなったというようなことはあるのですか。

○今井契約主査 そういう意味では、1つには、同じ入札で仕様条件としてやっていますので、一応今回の業務内容としては、全てこういうレベルでやりなさいというのが、それぞれの研究所で確認はきちんとできるようになったと思っています。

○石田専門委員 受けているサービスの質は上がったのですか。それは変わらないという感じですか。入札を包括にしたので、入札の手間が一回になって省けたという感じですか。

○今井契約主査 私自身は、質はよくなっていると思っています。

○石田専門委員 サービスとしてよくなっていますか。

○今井契約主査 はい。25年度はばらばらの業者さんがやっていて、小さい業者と大きい業者とではレベルが多少違うのではないかと思うのですよ。今回一括して、資格もきちんと設定したおかげで、きちんとした資格を持った業者さんが入って来て、包括的にみんな標準レベルの今回ISO90001という国際規格に到達する品質管理でやっていますので、そこら辺はよくなっていると私は思っています。

○石田専門委員 もう一つ、施設の警備の保安等業務で、先ほど、警備員A、警備員B、それぞれ巡回の回数を減らしたというような御説明があったかと思います。この回数を減らした理由は何ですか。減らしても何も問題はないのかということと、減らすと経費は削減になるのか。その3つをお願いします。

○濁川契約チーム主査 農業生物資源研究所の濁川と申します。よろしく申し上げます。

農業生物資源研究所と農業環境技術研究所は、警備回数を減らしたのですけれども、実際、減らすに当たっては、コスト面について一応検討した上で、警備の巡回回数なので、巡回の間隔を今回仕様を見直すに当たって多少開いてもいいだろうというところで検討した結果、人件費の削減によるコスト削減を踏まえた上で仕様を変更したような形になります。

○石田専門委員 これは、警備員Aと警備員Bなので、巡回の回数が減っても、そこに張りついている人の数は減らないので、経費の削減につながらないような気がするのですけれども、そんなことはないですか。

○濁川契約チーム主査 一応AとBという形になっているのですけれども、実際、1つの研究所に対して丸一日1人の人間がついているという話ではなくて、交代制で人を回しているような形になると思いますので、多少なりとも巡回回数を減らすことによって、その交代のサイクル等が業者の創意工夫によって減らすことが可能なのではないかと考えてはおります。

○石田専門委員 おさらいで、減らしたのは経費を削減したいから。減らしても、それほど支障はないだろうということで減らしたのですか。

○濁川契約チーム主査 そうということになります。

○石田専門委員 わかりました。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 では、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（各委員了承）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

本日はありがとうございました。

（（国研）農業・食品産業機構等退室・（独）国立美術館入室）

○古笛主査 続きまして、「国立新美術館の管理・運営業務」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人国立美術館国立新美術館総務課和田課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○和田課長 国立新美術館の和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「国立新美術館の管理・運営業務」の民間競争入札実施要項について御説明させていただきますと思います。

本実施要項は、内閣府様の公共サービス改革推進室で作成されている実施要項（案）の標準例に従って作成させていただきました。今回の当館における契約期間は、平成28年度から平成30年度の第2期目となります。第1期目は平成25年度から今年度（27年度）の3年間でございます。実施要項作成後、9月17日から10月6日までパブリックコメントを募集したところ、3者から延べ38件の御意見をいただきました。

それでは、実施要項（案）について、主要なポイントを中心に、また、パブリックコメントをいただきました箇所の説明も含めて御説明させていただきますと思います。

それでは、2ページ目をご覧くださいと思います。

対象施設は国立新美術館別館を含めます国立新美術館でございます。

業務内容としては、2ページの下②-2で示しておりますけれども、1番の統括管理業

務から8番の廃棄物処理業務までの8項目でございまして、これは1期と変更はございません。

続きまして、4ページから5ページにかけてご覧いただければと思います。管理・運営業務の質ですけれども、包括的な質の設定も、1期目と変更はございませんで、引き続き、安定した運営と信頼ある運営を求めています。

続きまして、その下の「1.2.2各業務において確保すべき水準」は、前回の評価のときの御意見を踏まえまして、警備業務については、事件・事故が起こったときの対応及び事件の抑止力が警備業務の主な業務でございますので、来館者との直接的な接点がないと考えられるため、今回この業務において、確保すべき水準から外させていただきました。

それに伴いまして、5ページにあります「総括評価」の満足度の要求水準は10%以下に設定させていただきました。

ここで、パブリックコメントでは、別添資料3のアンケートの部分ですけれども、警備に対する質問を反映できないかという御意見がありましたけれども、今申し上げた理由から、自由記載欄を設けていることから、パブリックコメントの事業者の意見は反映しないこととさせていただきます。

続きまして、7ページをご覧ください。

「1.4委託費の支払方法」でございます。支払方法については、毎月という形で、合計で36回払いとなります。

その中で、パブリックコメントで、下の表ですけれども、警備業務を単価契約にしているかどうかという御意見をいただきました。しかし、各展示会の人数が、これはどうしても予想できないことと、急な変更は不可能ということが想定されたことから、1年間を通して開催日数はうちのほうで想定できるという理由から、従来どおり総価契約とさせていただきます。

続きまして、9ページから10ページをご覧ください。

3の「入札参加資格に関する事項」でございます。

下のほうの「(8)各業務の実施に当たり必要な入札資格」でございます。建築設備維持管理業務で、ファシリティマネジャーの資格を外させていただきました。パブリックコメントで、事業者からの御意見では、外してもいいのではないかとということでございました。そこは御意見のとおり外させていただいたのですけれども、ファシリティマネジャーというのは、自ら業務を遂行することではなくて、適切な施設の環境の提案をするものということでございましたので、次の10ページを見ていただくとわかるのですが、統括管理業務のほうにファシリティマネジャーという資格を記載させていただいていますので、建築設備のほうではファシリティマネジャーは外させていただいたところです。

続きまして、11ページをご覧ください。

11ページ一番下の(10)でございます。運営支援の基準について、建物規模を延床面積6,000㎡から4,000㎡に緩和させていただきました。なぜ4,000㎡かといいますと、国立新

美術館の公募展以外の企画展示室の延床面積が4,000㎡でございましたので、今回は、ここを従来から緩和させていただきまして、6,000から4,000に変更させていただきました。

続きまして、12ページから13ページをご覧ください。

「4 入札に参加する者の募集に関する事項」でございます。

入札実施手続及びスケジュールはここに記載させていただいているとおりですけれども、ここでパブリックコメントをいただきまして、入札説明会及び現場説明会の参加を入札の必須としてはどうかという御意見がありましたけれども、参加を必須条件とすることは、入札参加条件を制限することとなるため、それは採用しないということで、原案のとおりとさせていただいております。

次のページの(2)の「②提出書類」ですけれども、パブリックコメントをいただきまして、その下の表ですけれども、「枚数上限」がございますけれども、パブリックコメントでは、事業者から、簡単に言えば、この枚数では書き切れないということがあるので、もう少し増やしてくれないかという意見がございましたので、枚数はその上限とさせていただいて、両面でも結構ですというような形で、修正をせず、変更させていただいております。

そのほか、パブリックコメントをいただいたのですけれども、主に、字句の誤植というところがございますので、そこは修正させていただいたところです。

以上、駆け足となってしまいましたけれども、今説明させていただいた以外のところは、基本的に第1期と同じでございます。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○石田専門委員 4ページの「各業務において確保すべき水準」のアンケートの調査ですけれども、アンケート調査は何日やられるのですか。

○東谷係長 アンケートにつきましては、展覧会ごとに300人からアンケートを徴収しています。

○石田専門委員 展覧会は1週間とか10日とかという長さがありますね。そうすると、どうやって300人をピックアップされるのですか。

○東谷係長 金・土・日・月の4日間で、1日当たり75名の方にアンケートをお願いしております。

○石田専門委員 それは、朝最初から数えて75人の方にだけお渡しをして、回収するという形ですか。

○東谷係長 そうです。

○石田専門委員 展覧会のばらつきはあるのですか。

○東谷係長 ばらつきと言いますと。

○石田専門委員 アンケートの結果が、大体みんな平均しているのか、それとも「不満足」が高くなったりとか、そういうのは余りないのですか。1期目の話です。

○東谷係長 ばらつきはないですね。

○石田専門委員 要求水準は大体5%以下ですけれども、1期目はどのぐらいですか。

○東谷係長 1期目については、「不満足度」ということで申し上げますと、平成25年度については、総括評価で1.6%です。平成26年度については2.2%です。

○石田専門委員 では、5%よりもうちょっと下げてもいいような気がしますね。

○稲生副主査 質問ですけれども、別添資料2で、「従来の実施に要した経費」がございまして、平成27年度の金額がトータルで3億5,500万で、前年に比べて委託費が落ちていて、今回は3年契約という話だったので、この落ちた理由のところですが、別紙1を拝見すると、注意書きのところに、運営支援業務と廃棄物処理業務は、数量が未確定で記載をしないとなっていて。これは年度末になって固まってお払いになるという、そういうことになるのですか。

○東谷係長 ではなくて、年間を通しての金額なので、見込みでも構わなければ金額を入れることはできます。

○稲生副主査 これがもし上下すると、運営支援の場合であれば、イベントの開催のある・なしとか、その日数とかによって左右されるということですか。

○東谷係長 受付業務についてはそんなに変わらないとは思うのですね。ただ、監視業務については、共催展と自主企画展という2つの展覧会の種別がございまして、美術館から直にお支払いする展覧会が自主企画展になります。その自主企画展の数が多ければ、その監視業務の経費が増えるということですね。

○稲生副主査 そうすると、27年度の数字が云々というより、今回は28年度からまた3年間ということで、そうすると、経費の増減といいますか、これを見るときには、自主企画の有無によってかなり左右されてしまうことになるわけですか。

○東谷係長 ただ、毎年、共催展が3本ぐらいで、自主企画展については1本ぐらいというのが大体毎年の傾向なので、そんなには変わらないかなと思います。

○和田課長 展覧会の予定が一応2年ぐらい先までは見えていますので、そこで、突然大きな展覧会が、自主企画展を入れることがない限りは、日程が詰まっていますので、入ることはないのです、そんなに大きな日程変更はないかなとは思っております。

○稲生副主査 要は、我々は事業評価をしなければいけないので、今回は、28年度から3年間ということで予算を決めていただいて、また、29年度あたりに中間評価みたいなのをしたときに、経費が増えているとか、減っているとか、そういう話になったときに、うまく条件を同じにして比較をしていただかないと、その企画の中身によってとか、頻度によって費用が違って、業者さんの責任にならないはずなのだというのがちょっと心配なものですから、そこはちょっと工夫をいただけるということですね。

○和田課長 はい。

○古笛主査 1期目は1者応募だったのですね。

○東谷係長 最初は3者応募があったのですが、書類審査で2者落ちて、結果として1者のみになったということですね。

○古笛主査 今回は複数期待できるのでしょうか。

○東谷係長 パブリックコメントで3者御意見がございましたので。

○古笛主査 この3者ですか。

○東谷係長 また、違う3者ですが、言ってみれば、建物管理業務なので、それなりに関心は持っていたのではないかなと思います。また、これから、入札公告も最低50日は出しますので、ちょっとそういったことも踏まえると、複数の方が応募してもおかしくはないかなと思います。

○和田課長 先ほどの説明の中で、若干緩和した部分もございますので、そこで余り緩和すると、美術館というところがありまして、いわゆる温・湿度管理もきちんとしていただかないと作品を、特に新美術館は自分のところで作品を持ってなくて、大体は海外から借りてくるような貴重なものですので、ある程度の水準は保ちながら、今回できるところはちょっと緩和させていただいたので、応募いただければと期待しております。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任していただきたいと思いますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

（各委員了承）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（（独）国立美術館退室、文部科学省入室）

○古笛主査 続きまして、「内陸及び沿岸海域の活断層調査」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について文部科学省研究開発局地震防災研究課山際地震調査研究企画官より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○山際地震調査研究企画官 それでは、御説明をさせていただきます。

今回のこの事業ですが、まず、事業の背景となっている状況について御説明した

上で、今回の実施要項（案）について説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、この背景ですけれども、これは地震調査研究推進本部という組織がありまして、こちらが実施する「活断層の評価」に必要な情報を補完するための作業でございます。そもそもこの地震本部は、阪神淡路大震災のときに非常に大きな被害が出ておりますけれども、このときに活断層の知識とか、あるいは地震研究者が持っている知識が国民に還元されていないといった点が課題となりまして、この課題の解決のために、平成7年に「地震対策特別措置法」が制定されまして、これに基づいて発足したのが地震調査研究推進本部でございます。

地震調査研究推進本部で、全国を対象として、地震が起きる可能性についてこれまで評価を実施してきております。このうち、いろいろなタイプの地震がありますが、地表の浅いところで起きるような地震は活断層によるものと言われておりまして、この活断層については、全国100ほどの主要な活断層がございまして、これを対象にこれまで評価を一通り実施してきております。

ただ、一通り実施してきたところで明らかになった課題といたしまして、その活断層がいつ動いたかという情報が非常に重要な情報ではあるのですが、この活断層がいつ動いたかという活動履歴がわからないといった活断層がどうしても出てきてしまうといったことがわかりました。それから、さらに、これまで活断層、活断層と呼んできたものは、日本の内陸のところの陸上にあるものを調査していたのですが、沿岸のところで地震が起きるケースも多々ありまして、この活断層が沿岸海域まで延びた場合に、これがどこまで延びるのかといったところは調査をしないとわからないということが、また、明らかとなってきました。こういった状況を踏まえまして、地震調査研究推進本部のその結果を踏まえまして、文部科学省において、内陸と沿岸について活断層調査を実施してきたというところでございます。

今回の内陸と沿岸についての活断層調査ですけれども、活断層の位置とか履歴という、そういった評価に必要な情報についてこれまで不明だったものを明らかにするための調査を実施するという内容でございます。これまでの調査は単年度ごとに、何年度についてはこの断層、何年度についてはこの断層といった形で、個々に、単年度ごとに対象の活断層を指定して調査を実施するというところを行ってまいりましたが、今回は、さらに、競争性を高めるために、このやり方について事業の改善を実施いたしました。実際、具体的にどのような改善を行ってきたのかと、競争性の確保のための改善点については、後ほど御説明させていただきたいと思います。

まずは、実際行う業務の内容について、先に御説明をいたしたいと思います。

それでは、実施要項（案）、お手元の資料C-2に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

全国100ぐらいある活断層と先ほど申しましたけれども、今回対象とします活断層につい

ては、資料の2ページの一番上のところに幾つか活断層の名前が書いてあるかと思えます。綾瀬川断層から順番に断層の名前が指定されております。これについて、その位置を示したものが、後ろのほうに別紙1がございます。地図がありまして、そこに線が引いてあります。そういった資料がございます。これが具体的にどこに断層があると今推測されている地域を示しております。

例えば別紙1の1枚目ですと、深谷断層帯、綾瀬川断層帯が載っておりまして、綾瀬川断層が今回の対象であるということになります。今、この地図の上に線が引いてあると思いますが、この線が地上で確認できている活断層です。ただし、これは明瞭にわかっているものもあれば、わからないものもある。あるいは、これがわかっているけれども、いつ動いたかがわからないといったケースなどがありまして、これを調べるというのがこの事業の目的となります。

この課題の解決をするために、では、何を行ったらよいのかというところについては、これまた、2ページ目に戻りまして、具体的な作業とかについては、先ほど、対象となる活断層が幾つか書かれておりました、その下のところに、必要な作業が幾つかありまして、例えばトレンチ調査、ボーリング調査、反射法弾性波探査といったものが並んでおります。それぞれについては、例えばトレンチ調査は、地面に溝を掘って、それで断層がどこにあるかわかるか、それをもとにいつぐらいに動いたかということ調べるというものです。ボーリング調査は、パイプか何かを差して、それで土を取って、それでいつぐらいの土であるかということ調べるといったことをやっています。反射法弾性波探査は、人工的に地震を起こしたりして、地中ではね返ってくる波を観測すると、こういった作業を行います。これは各断層ごとにいろいろな特徴を持っている断層がありますので、それぞれ組み合わせ実施をして、今わかっていない情報について明らかにしていくというものでございます。

なお、今申しました調査等の作業の細かい説明については、別紙2に用語説明がございますので、これを後で御参照いただければと思います。

今申しましたとおり、各断層、今回対象となっているのは全部で9個ありますが、それぞれについていろいろな特性を持っておりまして、何がわからないかというのもそれぞれ違ってきます。ですので、作業の内容についても、それぞれに特化して、このやり方、このやり方というのを組み合わせていくということになります。それぞれについて、2ページの①から先、各断層ごと、(ア)から順番に、各断層ごとに、何がわかっていなくて、そのわからないことを知るために何を実施したらよいのかというものを一つ一つ記載してございます。それぞれについて調査をして、最終的に解釈をすることになります。

今回、時間の都合もございまして、具体的な個別のどの断層がどうという説明については、省略をさせていただきたいと思えます。

調査した結果については、当然、調査しただけで終わっては余り意味がありませんので、6ページ目の③に「報告書の作成」がございます。こちらで、その後の議論に耐えるレベ



ルの報告書を作成いただくこととしております。

ここまでが、業務の内容の簡単ではございますが、御説明でございます。

続きまして、この作業について、これまでと違って、競争性を確保するためにどのような工夫を行ったかというところについて、その改善点を御説明いたします。

大きく3点ほどございまして、まず実施期間でございます。これまでは単年度で、1つなり2つなり断層を指定して、この断層を1年間でやってくださいというふうに指定しておりました。ただ、今回、これを3年としまして、その分だけ断層の数を増やして、その断層について3年間で調査をしてくださいという形に変更しております。こうすることによりまして、調査の準備の段階から、得られた結果を整理して報告書を書くまで、その一連の作業について、柔軟なスケジュールで実施ができるように配慮をしております。

これは具体的に申しますと、実施要項の9ページ目に、3.に「実施期間に関する事項」として、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間を期間として指定をしております。この3年間で、2ページにありました内陸の6つの断層と沿岸の3つの断層について、調査を実施することとしております。このような柔軟なスケジュールの体制をとることによりまして、例えば経験の少ない作業者がいたとしても、その場合であっても、教育や訓練の期間を設けることができますので、より参加の機会が得られやすくなると私どもは考えております。

それから、2つ目のポイントでございます。各断層ごとにどんなことがわかっていなくて、そのために具体的に何の調査をしたらいいのかということが書かれております。これについては、従来は、これが不明であるので、それを明らかにすることといった形にはしておったのですけれども、これだと、実際に何の作業をしたらよいかかわからないという方も多分いらっしゃるだろうということで、今回の仕様では、具体的に、これを明らかにするために何の作業を行ったらよいかというところまで、一つ一つの活断層について記載をしたということが特徴でございます。その方法に従っていけば、所定の結果が得られるところまでは行くということとなります。今回、それぞれ内容は省略いたしますけれども、2ページ目の①の(ア)とか(イ)とか、これについて個々に記載をいたしております。

それから、3つ目の項目でございます。10ページの(10)をご覧くださいませでしょうか。「入札参加資格に関する事項」の(10)です。これは新たに設けましたもので、もし単独でこの調査が実施できないような企業さんがいらっしゃった場合に、そこが得意だという企業さんが別にいらっしゃった場合に、それと合わせて共同事業体で参加することができるという条項を設けました。これによって、これまで、例えば民間企業の中で、ここは詳しいけれども、ほかのところはわからない、余り詳しくない、そういった方がいらっしゃった場合に、そのわからないところが得意だという方がほかにはいらっしゃれば、一緒に作業を行うといった形をとることによって、より参入のしやすい環境をつくれるのではないかと考えております。

それに加えての話ですが、今回、そういった新たに応募しようかと思っている方々にとって、どれぐらいの規模の作業かどうか、これはわからないということもあるかと思いますので、別紙3に、これまで行ってきた事業について、その事業規模がどれぐらいであるかといったことについて情報開示を行っています。これを参考にして、新たに応札を考えたいと思っている方々がいらっしゃったときに、そちらのほうを参考にして準備いただくことができるかと私どもは考えております。

ここまでが競争性の確保についての今回の工夫でございます。

それから、続きまして、もし競争性の確保ということで、いろいろな方々が入れるような環境をつくったということになりますと、万一、これでサービスの質が低下した場合には、これまた、問題になってくるということになります。このところの公共サービスの質を低下させないための措置について、次に御説明いたしたいと思います。

これは8ページに表で記載してございます。これがまとめた形の表となります。大きく3つございます。

まず1つ目は、工程管理表を随時チェックしていくという体制をとることを考えております。最初に業務を実施するときに、当然、計画を立てます。業務計画に沿って実施をしていくということですが、これまでは、最終的に報告書をまとめて、その報告書を出してください、当然、締切は守ってくださいという形で行っていたのですが、不慣れな方々ですと、どうしても遅れてしまうとか、あるいは抜けが起きてしまうといったことが起こりやすくなります。ですので、今回、質の確保を図るために、工程管理表を提出いただいて、それを文部科学省が逐次確認するという体制を考えております。この様式については、別紙4にございまして、それなりに細かい内容についてチェックできるような体制を図っていきたいと考えております。

それから、次のポイントですけれども、査読審査会を開催することを考えております。これは調査結果と解析結果について、この結果は後ほど地震調査研究推進本部の委員会の中で、専門家の方々に議論するための材料となります。その議論に必要なだけの質を確保するという必要が必ずあります。ですので、この調査結果と解析結果については、所要の要求水準を満たす専門家による査読審査会を開催いたしまして、その審査結果をまとめて、文部科学省に報告する。このような条件を設けております。査読審査会の詳細については、5ページ目の②の（イ）がございます。こちらに業務内容の公共サービスの質を担保するための査読審査会の実施というものがあまして、今申しました専門家の要求水準などについて記載しています。この条件を満たすような専門家の方々に審査してもらってくださいといった条件を加えております。

それから、3つ目ですけれども、これは当然現地でいろいろな作業を実施することがありまして、作業のときには、自治体の方々に説明に行くということがございます。このときに、自治体の方々にちゃんとわかるような形で説明をしていただかないと、地元の方々もいきなり変な結果が出てきてびっくりしてしまうことになりかねないということがござ

いますので、なるべくわかりやすい説明をしていただくということのために、適切な説明ができているかについてアンケート調査を実施することを考えています。このアンケート調査をもとに、満足度について、60%以上を確保する。60%に満たない場合には、改善策を講じるといったことを条件として設けることによって、質の向上を図っていきたいと考えております。ここの部分については、5 ページ目の②の（ウ）に、具体的にはどういうものを対象にどういった形で実施するといった形で説明をいたしているところでございます。

こうした改善を図ることによりまして、公共サービスの質を維持しつつ、民間企業等に競争の機会をより拡大した入札を目指したく、私どもでは考えております。

簡単ではございますが、私どもからの説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

○小松専門委員 民間の参入を想定されているようですがけれども、例えば、2 ページの下から4行目に、「本事業においては、2地点以上におけるトレンチ調査およびボーリング調査云々」と書いて、「実施し、」と書いてありますけれども、これは、どこを掘るかとか、どういう調査をやるかというのは誰が決めるのですか。

○山際地震調査研究企画官 どこを掘るかとか、そういうお話ですか。

○小松専門委員 ええ。2地点はどこを選ぶかとかですね。調査方法がいろいろあるにしても、どれを組み合わせるかというのは誰が判断するのですかという質問です。

○山際地震調査研究企画官 これについては、実施する側ですね。

○小松専門委員 （実施する側）がやるのですか。

○山際地震調査研究企画官 そうです。

○小松専門委員 それはかなり高度な学術的な判断になると思うのですがけれども、民間にそういう判断をさせていいのですかということがまずあると思うのですね。その結果、間違っていたら、誰の責任になるのかということもあって、これは内容としては、この辺の話になると、かなり高度な学術的判断が必要になると私は思うのですがけれども、それを民間業者に任せられるのですかというところが最大の疑問です。

○山際地震調査研究企画官 例えば、民間の事業者の中でも、こういったものに詳しい方は当然いらっしゃると思います。ですので、そうした方々と共同事業体の形で応募いただければ、これは実施は十分可能であるというふうに私どもは考えております。

○小松専門委員 私は、学術研究と民間の事業とは大分性格が違うと思うのですね。これは多分活断層か否かという議論は、原発のときにもかなりやっていたけれども、専門家によって判断が違うし、最後をどう決めるかというのは、学術的な知見と権威だろうと思うのですね。それを民間業者に期待できるのかという、そもそも根本的な矛盾があるような気がしているのですがけれども、そこは大丈夫なんですかということです。

○近藤地震調査官 補足の説明ですけれども、今のところ考えているのは、二重、三重にチェックする機構を考えておまして、1つ目は、技術提案の段階で、外部の委員の先生方にその提案の内容、その調査する場所を含めて、まず審査していただきます。その時点で必要な水準を確保できなければ、技術審査で応札者が落札できないというような仕組みをしているのが1点です。

それから、受注された業者さんが実際に履行するときに当たっては、文科省と十分に協議を行って、文科省側も確認しながら進めていくというのが2点目。

それから、報告書という形で査読システムをとることを御説明申し上げましたが、その報告書の段階でも確認できるということ。

それから、報告書を仮に文科省で受理してからも、国の評価として、地震本部の中でその内容が妥当かどうかというのを、また、さらにチェックするという形になっておりますので、そういった意味では水準はある程度担保できるだろうと考えています。

○小松専門委員 余り言いたくないのですけれども、それだと、二重に無駄が発生するような気がしてしょうがないのですね。民間にやらせる意味が本当にあるのかというふうに何となく思ってしまいますのですけれども、そこまでやるなら、自分たちでやればいいのではないかと思うのですけれども、それを、あえて、なぜ民間にやらせようとするのかというところがちょっと疑問です。

お答えできなければ、結構です。

○古笛主査 なかなか学術的・専門的で、大変なものであるとは思いますが、今回いろいろ改善されて、工夫されているところではあるのですけれども、私からお聞きさせていただきたいのが、本当に基本的なことですが、内陸の調査と沿岸の調査は、やること自体は同じようなことをやられるのでしょうか。

○山際地震調査研究企画官 例えばその位置や履歴を明らかにするという目的自体は同じですけれども、何しろ沿岸のほうの調査になりますと、海上から海底のほうのそういった状況を確認するといった作業になりますので、手法としては多少違うものが入ってまいります。

○古笛主査 素人的に考えても沿岸のほうが大変なのかなと思われるのですけれども、27年度は、沿岸のほうが入札がなくて、実施されてないというところだったので、産総研さんも沿岸のほうは手を挙げていただけなかったような状況だったので、はい。

○山際地震調査研究企画官 27年度につきましては、ちょっとたまたま応札がなかったということで、時期的に、もう一回やり直すのもなかなか難しいということで、そのときには入札を中止したという経緯でございます。

○小松専門委員 そういうことであれば、27年度は、事業はやってないのですね。特命でどこかに依頼したとかいうことはないのですか。

○山際地震調査研究企画官 27年度は、この作業については中止をしております。

○石田専門委員 今の点で引き続き。27年度はたまたま応札がなかったということですね。

れども、たまたまというよりは、産業技術総合研究所に、なぜ応札しなかったのかというヒアリングみたいなのはされていらっしゃるのですか。

○山際地震調査研究企画官 ヒアリングを行いました結果、時期的に人工が確保できなかったというところがございます、それで、応札をしなかったと聞いております。

○石田専門委員 そうすると、今度は一括になるので、中でいろいろとスケジューリングできるので、一括でまとめるので応札は最低1者はしてくれそうという感じですか。

○山際地震調査研究企画官 1者に限らず、多分たくさんの方ができるとは思うのですが、今回、時期については、3年間で、例えば難しいところについては、なるべく長い期間をかけて実施するといった形の調整ができるようになりますので、そこについては、今回のような応札できないといったような状況は、発生しないと思っております。

○稲生副主査 別の角度の質問ですけれども、実施要項の10ページの入札のスケジュールですけれども、今回、3年間に延ばすということで、そのこと自体はむしろ望ましいと思っておりますけれども、結局、債務負担行為になるので、何とか取れそうだという御判断で、今回3年にすると思っておりますけれども、その関係もあって、入札公告が12月下旬にずれ込んで、要は、内示をもらって、ようやく公告できるということもあって、入札説明会以降のスケジュールがかなりきつきつで、これを提案書の提出期限を1週間でも2週間でももう少し後ろにするというのはきついのでしょうか。というのは、上旬に説明会をするというのは、要は1月になりますから、実質的にはせいぜい10日前後になりますね。そうすると、それから、下旬に期限が来るとすると、2週間ちょっとぐらいな感じですね。そうすると、ただでさえも、募集するグループなりが難儀しそうだという中で、非常に短い準備期間となるのですけれども、これを例えば2月上旬ぐらいまで、せめて1週間でも延ばすとか、これはやはり厳しいのでしょうか。

○角田専門職 その点につきましては、実務的な問題になりますので、1、2週間程度であれば、ちょっと検討できるかと思っておりますので、再度、整理させていただいた上で、回答させていただきたいと思っております。

○古笛主査 共同事業体も今回お認めいただけるようになると、たくさん手が挙がると思いますけれどもね。

よろしいでしょうか。

○小松専門委員 ちょっと余計なことで申しわけないのですが、国立大学法人を想定されているようなことが書いてあるのですけれども、今、国立大学法人でこういう事業は受けられるのですかね。私がいたころは、特に国立大学は請負事業的なことはやらないのが普通ですし、事業者でないということで、委託研究費は受けるにしても、事業としてこういうことをやるというのは会計上できるのかどうかというのがちょっと疑問なのですが、いかがでしょうか。

○角田専門職 国立大学法人につきましては、請負という形では請け負わないかと思うのですが、本事業につきましては、委託研究になっておりまして、実態として、請負部分に

については恐らく外注等をされて、地質コンサルタント会社等に頼まれると。ただ、学術的な考察の部分について、大学として受けておられるという形で、手を挙げてこられるということはあるかと思っております。制度上は、大学の任務の範囲内で、所掌というか、附属の研究所等の任務で読めるものであれば、提案は可能ではないかと考えております。

○小松専門委員 ちょっと余計なことを言いますけれども、はっきり言うと、大学は、文科省がいろいろうさいのですよ。お金の使い方とか何かで。それで、後でいろいろ文句を言われるのが怖いから、みんな自主規制をやるのですね。そこら辺は大学を管理しているところとちゃんと打ち合わせをして、こういうお金を出すけれども、受けられるかどうかと確認されたほうがいいと思います。担当者によって、言うことが随分変わったりするのですね。現場だとそういう話が出てきてしまうので、出したくても出せないとか、そういうことだったら、同じ文科省で事業をやっている、どういうことだろうという話になりかねないと思うので、ちょっとそこは一言確認をされておくほうがいいと、私は思うのですけれども、余計なお世話です。済みません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 先ほど、御指摘のございましたスケジュールの部分につきましては、修正案を作成していただいて、後ほど、内容の御確認をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後、実施される予定の意見募集の結果を、後日、入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

文部科学省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き、御検討いただけますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

（文部科学省・傍聴者退室）